

遺産分割手続について（説明書）

この説明書は、家庭裁判所の調停・審判を利用して遺産分割手続を行おうとしている人、及び家庭裁判所で遺産分割手続をする方に対する説明書です。

申立てをされる方は、この書面をよくお読みいただいたうえ、申立てを行ってください。

相手方となった方は、この書面を参照しながら意見書を作成してください。

なお、わからないことがあれば、担当書記官にお問い合わせください。

重要

家庭裁判所における遺産分割手続は、今現在残っている遺産を分ける手続です。

被相続人の死亡時点で既に失われてしまった財産や、相続開始後に相続人の誰かによって処分されてしまった財産は、遺産として扱われませんから、注意してください。

1 遺産分割手続において当事者が主張（及び証明）すべき事項

家庭裁判所の遺産分割手続では、概ね次の7項目について、当事者の方の主張（意見）をお聴きし、また、必要に応じてその主張を裏付ける証拠を提出していただき、一つ一つ確認しながら、最終的に、被相続人の遺産をどのように分けるかの結論を導き出す作業をします。

① 被相続人の遺言書の有無及びその効力

被相続人が特定の財産について（あるいは、全ての財産を一括して）特定の者に贈与する、あるいは、相続させる旨の指定をしている遺言書があって、それが有効なものならば、そこに記載された財産は、遺産分割の対象から除外することになります。よって、遺言書の内容によっては、遺産分割手続が不要になることがあります。

なお、遺言書の効力に疑問を持つ方には、遺言無効確認等の調停申立てや訴訟提起を検討していただくこととなります。

② 相続人全員による遺産分割協議が成立しているか否か

相続人全員による、遺産の一部について、あるいは全部についての遺産分割協議が有効に成立していれば、その遺産については家庭裁判所の遺産分割手続から除外することになります。よって、全ての遺産について遺産分割協議が成立しているときは、家庭裁判所が遺産分割をする必要はありません。

なお、遺産分割協議の成否及び効力に疑問を持つ方には、遺産分割協議不存在（又は無効）確認等の調停申立てや訴訟提起を検討していただくこととなります。

③ 誰が相続人となるのか

相続人となるべき資格は法律により定められ、その資格を有する者については、戸籍により被相続人との身分関係を調査し、確認することになります。

ところで、相続人が認知症等の場合など、自分の考えを適切に形成し、表現することが難しい場合は、後見等開始審判の申立てが必要となったり、親を同じくする未成年者の相続人が複数いる場合は、特別代理人選任審判の申立てが必要になる場合があります。また、所在のわからない相続人がいる場合は、不在者財産管理人選任審判等の申立てが必要になる場合があります。

なお、相続人としての資格（相続人となるべき人の身分関係）に疑問を持つ方は、身分関係存否確認等の調停申立てや訴訟提起を検討していただくこととなります。

④ 分割対象となる遺産の品目及びその評価額

どのような財産が家庭裁判所の遺産分割手続の対象となるかについては、冒頭に記載した制限のほか、もろもろの条件がありますので、別添の「遺産分割手続Q&A」（以下「Q&A」といいます。）の1を参照してください。

また、各相続人がどれだけの遺産を取得できるか（これを「具体的相続分額」といいます。）を計算するために、個々の遺産は金額的に評価されなければなりません。その評価は、遺産分割を実行する時点（いわゆる「分割時」）の金額によるのが原則です。

ところで、不動産についての評価方法は、固定資産課税台帳に登録された評価額（いわゆる「固定資産評価額」）、相続税算出のための評価額（いわゆる「相続税評価額」）及び不動産鑑定士による評価額（いわゆる「鑑定評価額」）などがあり、鑑定評価額以外は、相続人全員の合意がある場合に限り採用されます。

なお、被相続人の名義となっている財産が真実は被相続人のものではないなど、その遺産としての性格に疑問を持つ方には、遺産の範囲確認等の調停申立てや訴訟提起を検討していただくこととなります。

⑤ 特別受益を受けた相続人の有無、その内容及び評価額

Q&Aの2を参照してください。多額の特別受益を受けている相続人は、現在残っている遺産を取得できない（具体的相続分額がゼロになる）こともあります。

⑥ 寄与分を有する相続人の有無、その内容及び評価額

Q&Aの2を参照してください。ただし、「特別の貢献」がどのようなものか、については一般的な基準があるわけではなく、個別具体的な判断になります。

なお、その判断を家庭裁判所に求める「寄与分を定める処分」の調停・審判の制度があります。

⑦ 各相続人の遺産取得希望財産及びその理由

以上の作業を経て、個々の財産の評価額と個々の相続人の具体的相続分額が確定された後、個々の財産について、誰が、何を取得するのか等具体的な遺産の分配方法を決めていくこととなります。その方法についてはQ&Aの3を参照してください。なお、令和2年4月1日以降に開始された相続について、配偶者居住権を取得希望される被相続人の配偶者は、その旨も主張していただく必要があります。

ところで、調停による解決は、相続人全員の合意によるものですから、どのような分割方法によるかは、かなりの自由度があります（具体的相続分額によらない解決も可能です。）。しかし、審判手続による解決は、法律により厳格に規制されますので、分割方法の幅はかなり狭くなります。

なお、法律は、遺産分割の基準として「財産の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮」と定めています。

2 遺産分割手続の大まかな流れ

基本的には調停の申立てをしていただいていますので、次ページにその流れを説明しています。

審判事件として申し立てられたときは、調停での解決が可能かどうかを考えます。それが可能と思われるときは、先ず調停を試みます（付調停）。付調停が相当でない場合、また、調停を試みても解決ができなかったときは、審判手続による解決を目指すことになり、1記載の各事項について、厳格に主張・立証を積み重ねていただくこととなります（Q&Aの4を参照してください。）。

申 立 て

申立てが受け付けられると、2、3日で手続を担当する遺産分割係の書記官に引き継がれます。その後は、同係の書記官が連絡窓口になりますので、手続進行状況の問い合わせ等は調停係にお願いします。

書類審査

遺産分割係の書記官は、受付係から引き継いだ申立関係書類を点検し、不足書類や補正すべき事項の有無を確認するとともに、申立関係書類によって紛争の要点が明らかになっているかどうかを確認します。

紛争
の
要
点
が
明
確

書
面
照
会
等

不足書類等があれば、その提出・補正を待つて手続を進めますので、それだけ進行が遅れます。

また、申立関係書類では紛争の要点がわかりにくい場合は、申立人に電話でお尋ねしたり、相手方に書面照会を行ったりすることもあります。

第1回期日指定

第1回期日は、不足書類等がある場合を除き、申立てから概ね2か月以内に指定されます。

調停期日
を
数回実施

第2回期日以降は、当事者と裁判所及び調停委員の都合を調整して実施されますが、概ね1か月から1か月半の間隔で実施されるはずですが。

各期日は、概ね所要2時間を予定しています。

期日では、原則として、対立する当事者にはお出でいただく時間に30分程度の差を設け、各別にお話しをうかがいます。

最終調停期日

期日を重ね、当事者間に合意が成立すれば、それを調書に記載して家庭裁判所での遺産分割手続は終了します。その後は、各相続人において遺産の名義変更等の手続をしていただく必要があります。

合意が成立しなかったときは、当然に審判手続に移行します。

成
立

終
了

不
成
立

審判手続へ

最終審判
確定・抗告

審判手続では、調停手続における成果を踏まえつつ、改めて当事者の意見をお聴きし、法律に基づいて裁判官が「審判」という名の裁判をします。

審判に対しては、不服（抗告）を申し立てることができ、その場合は、高等裁判所で改めて審理しなおされます。

不服がなければ（確定）、審判に従った名義変更等の手続をしていただくこととなります。